

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（抜粋）

（摘要範囲）

第3条 この政令は、特定地方公共団体又は中核市の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあつては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが十二月以下の場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額とし、その他の場合は総務大臣の定めるところにより算定した額とする。）が総務大臣の定める区分に応じ総務大臣の定める額以上の額であるものについて適用する。

◇総務省告示第9号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分は、次の表の上欄に掲げる区分とし、同項に規定する総務大臣の定める額は、当該区分に応じ同表の下欄に定める額とし、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に締結される調達契約について適用する。

令和2年1月24日 総務大臣

区 分	額
物品等の調達契約	3000万円
特定役務のうち建設工事の調達契約	23億円
特定役務のうち建築のためのサービス、 エンジニアリング・サービス その他の技術的サービスの調達契約	2億3000万円
特定役務のうち右記以外の調達契約	3000万円